

岡山県介護保険制度推進委員会

＜第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業
支援計画の策定に向けた基本的な考え方について＞

令和5年10月23日（月）

岡山県子ども・福祉部 長寿社会課

資 料 目 次

第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の策定 に向けた基本的な考え方

I	県計画策定の趣旨等	3
1	計画策定の趣旨	
2	基本理念	
3	計画の性格	
4	計画の期間	
II	計画の構成	4
III	現状	4
1	高齢者人口	
2	高齢者のみの世帯数	
3	要支援・要介護認定者数	
4	介護給付等対象サービスの利用状況	
IV	本県の課題等	8
V	重点的に取り組むべき施策	8
1	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村支援	
2	介護サービス基盤の整備	
3	人材の確保・育成及び生産性の向上等	
4	介護保険制度の公正・円滑な運営	
	【参考】今後のスケジュール	10
別紙		11
	第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画 構成	

第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の策定 に向けた基本的な考え方

I 県計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

本県の65歳以上の高齢者人口は、介護保険制度創設当時（平成12（2000）年度）は約39万人でしたが、令和4（2022）年10月1日時点で約57万人となっており、今後、令和22（2040）年まで高止まりすることが見込まれています。

また、令和7（2025）年にはいわゆる団塊世代すべてが75歳以上となり、今後数年間、後期高齢者人口は増加を続け、これに伴って要介護状態又は要支援状態の高齢者や認知症高齢者、高齢者のみの世帯の増加等が予想される一方、生産年齢人口の急減が見込まれることから、介護サービスやサービスを支える人材の確保、日常生活への支援が必要な高齢者への対応がより大きな課題になると考えられます。

こうした状況において、高齢者が要介護状態等になっても、尊厳を保持し、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源や財源を効果的に活用しながら、必要な保健医療サービスと福祉サービスを計画的に整備するため、本計画を策定するものです。

2 基本理念

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能にしていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援（生活支援）が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて構築してきました。

この地域包括ケアシステムを中核的な基盤として、高齢者をはじめ地域住民が、制度等の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとり生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。

また、地域包括ケアシステムを深化・推進していく中で、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

3 計画の性格

本計画は、次のような性格を有するものです。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9第1項に規定する老人福祉計画と介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項に規定する介護保険事業支援計画とを一体のものとして、都道府県が策定する計画です。
- (2) 市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画です。
- (3) 県政の総合的な計画である「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」の基本方針等に沿って策定する本県における高齢者施策推進の基本となる計画です。
- (4) 「岡山県保健医療計画」及び「医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画」と整合性を確保するとともに、「岡山県地域福祉支援計画」、「岡山県障害福祉計画」、「岡山県医療費適正化計画」、「健康おかやま21」、「岡山県住生活基本計画・岡山県高齢者居住安定確保計画」、「岡山県地域防災計画」及び「岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画」と調和を保った計画です。
- (5) 中長期的な将来を展望し、すべての市町村において地域の実情に応じた介護サー

ビスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的とした計画です。

4 計画の期間

介護保険事業支援計画は3年を1期として定めるものとされていることから、本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

II 計画の構成

別紙のとおり

III 現状

1 高齢者人口

本県の人口は、平成17（2005）年国勢調査の約196万人をピークに減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口は増加が続いており、高齢化率は、令和2（2020）年国勢調査で30.4%となっています。

人口の将来推計では、高齢者人口は令和7（2025）年頃に最初のピークを迎え、その後、令和22（2040）年頃に再びピークを迎える見込みです。

令和2（2020）年から75歳以上の後期高齢者の人口がピークを迎える令和12（2030）年までの10年間で、65歳以上74歳以下の人口が約6万人減少する一方、75歳以上の人口は約6万人増加すると推計され、後期高齢者が高齢者全体の約6割になると推計されています。

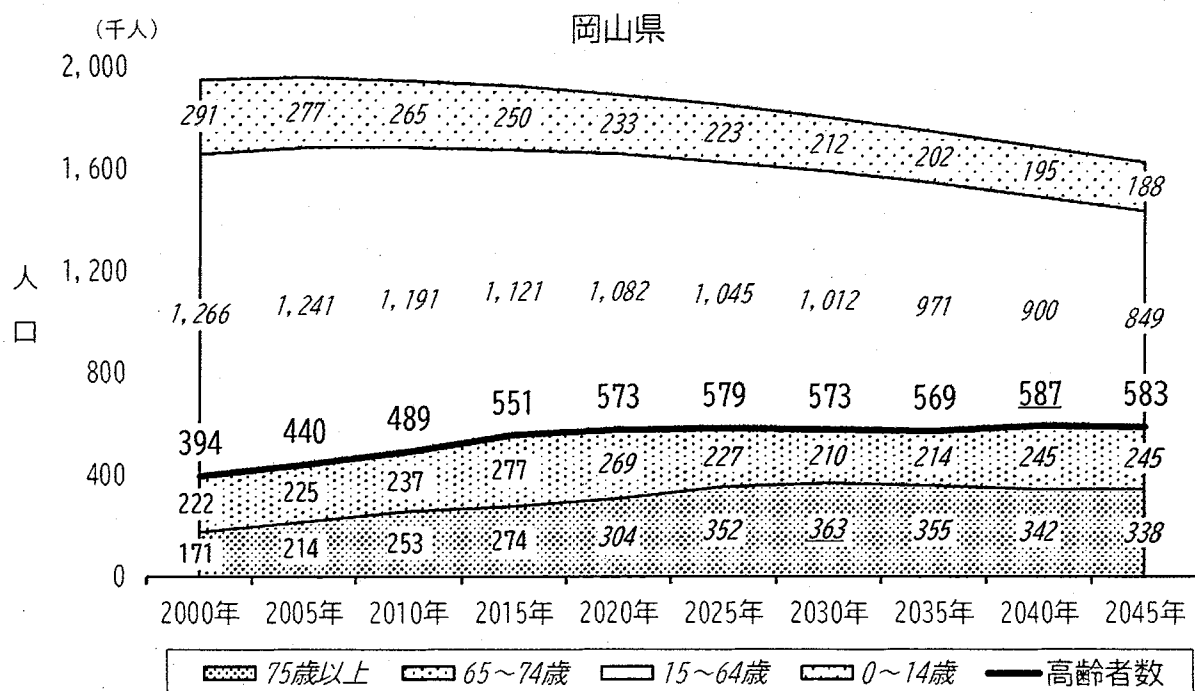
一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口は、減少が続いており、令和2（2020）年から令和12（2030）年までの10年間で約7万人、さらに令和22（2040）年までの10年間で約11万人減少すると推計されており、高齢化がより一層進展することが見込まれています。

岡山県の人口の推計

（単位：千人）

	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)	令和7 (2025)	令和12 (2030)	令和17 (2035)	令和22 (2040)	令和27 (2045)
総数	1,945	1,922	1,888	1,846	1,797	1,742	1,681	1,620
0～14歳	265	250	233	223	212	202	195	188
15～64歳	1,191	1,121	1,082	1,045	1,012	971	900	849
65～74歳	237	277	269	227	210	214	245	245
75歳以上	253	274	304	352	363	355	342	338
高齢者割合	25.2%	28.7%	30.4%	31.3%	31.9%	32.7%	34.9%	36.0%

【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年3月）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30(2018)年3月公表）
 ※2000年～2020年は、総務省統計局「国勢調査」

老人福祉圏域別に見ると、県南東部圏域と県南西部圏域では、令和22(2040)年頃に向けて増加傾向又は横ばいで推移すると推計されています。後期高齢者の人口は、令和12(2030)年までに2割以上増加し、その後、令和22(2040)年頃まで、やや減少すると推計されています。

これ以外の3圏域では、令和2(2020)年頃をピークに、令和22(2040)年に向けて減少すると推計されています。ただし、後期高齢者の人口は、令和17(2035)年頃まで、増加傾向又は横ばいで推移すると推計されています。

老人福祉圏域別の高齢者人口の推計

(単位：千人)

	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和 2 (2020)	令和 7 (2025)	令和12 (2030)	令和17 (2035)	令和22 (2040)	令和27 (2045)
高齢者人口	489	551	573	579	573	569	587	583
県南東部圏域	217	248	261	265	266	268	280	282
県南西部圏域	176	202	211	215	213	213	221	220
高梁・新見圏域	24	※ 24	24	23	21	20	18	16
真庭圏域	17	17	17	17	16	15	14	13
津山・勝英圏域	56	59	60	58	56	53	53	51
うち後期高齢者	253	274	304	352	363	355	342	338
県南東部圏域	109	120	137	161	167	164	161	161
県南西部圏域	87	97	111	132	136	132	127	127
高梁・新見圏域	15	15	14	14	14	14	12	11
真庭圏域	10	10	10	10	11	10	10	9
津山・勝英圏域	32	32	32	34	35	34	32	30

【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年3月）

※高梁・新見圏域の高齢者人口のピークは、平成17(2005)年頃の25千人。

2 高齢者のみの世帯数

本県の世帯数は、世帯数の将来推計では、令和2（2020）年をピークに減少する見込みとなっていますが、高齢者のみの世帯数は、令和22（2040）年まで増加が続き、特に、高齢単独世帯数が増加すると推計されています。

高齢者のみの世帯の割合は、令和7（2025）年に約28%になると推計されています。

岡山県の高齢者のみの世帯数の推計

（単位：千世帯）

	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)	令和7 (2025)	令和12 (2030)	令和17 (2035)	令和22 (2040)
一般世帯数	753	771	777	774	764	748	729
高齢夫婦世帯	90	101	107	106	102	99	101
割合	11.9%	13.1%	13.7%	13.7%	13.4%	13.2%	13.8%
高齢単独世帯	76	94	103	110	114	118	124
割合	10.1%	12.2%	13.3%	14.2%	14.9%	15.7%	17.0%
高齢者世帯合計	166	195	210	216	216	217	225
割合	22.0%	25.3%	27.0%	27.9%	28.3%	29.0%	30.9%

【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（平成31年4月）

注1：高齢夫婦世帯：世帯主が65歳以上の一般世帯のうち、夫婦のみの世帯

注2：高齢単独世帯：世帯主が65歳以上の一般世帯のうち、世帯人員が1人の世帯

3 要支援・要介護認定者数

本県の要支援又は要介護の認定を受けている者（以下「要支援・要介護認定者」という。）の数は、令和4（2022）年度末で約12万人となっており、近年は約12万人で推移しています。その内訳は、第1号被保険者では85歳以上が58.1%、75～84歳が30.9%、65～74歳が9.4%で、40～64歳の第2号被保険者は1.6%です。

第1号被保険者の認定率（第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合）は、介護保険制度がスタートした平成12（2000）年度末では13.3%でしたが、平成24（2012）年度末には20%を超え、その後も20%超で推移しています。令和4（2022）年度末の認定率は20.9%で、全国平均（19.0%）より高い状況です。

年齢階級別の認定率は、65～74歳は4.5%、75～84歳は18.2%、85歳以上は61.8%であり、今後、後期高齢者人口が増加する見込であることから、認定者数は増加すると考えられます。

要支援・要介護認定者数の推移

(単位：千人)

	平成13 3月末 (2001)	平成18 3月末 (2006)	平成23 3月末 (2011)	平成28 3月末 (2016)	令和3 3月末 (2021)	令和4 3月末 (2022)	令和5 3月末 (2023)
第1号被保険者数①	399.3	440.0	482.5	548.7	569.1	569.4	567.5
認定者数	54.7	84.9	96.6	113.7	120.0	120.7	120.3
第1号被保険者②	53.2	82.5	94.1	111.8	118.1	118.9	118.4
第2号被保険者	1.5	2.4	2.5	2.0	1.9	1.9	1.9
認定率 ②/①	13.3%	18.7%	19.5%	20.4%	20.8%	20.9%	20.9%
(全国平均)	11.0%	16.1%	16.9%	17.9%	18.7%	18.9%	19.0%

年齢階級別の認定者数と認定率

令和5年3月末現在 (単位：千人)

	第2号 被保険者	第1号被保険者				合計
		65歳以上				
	40～64歳	65～74歳	75～84歳	85歳以上	の計	
被保険者数		249.7	204.7	113.1	567.5	
認定者数	1.9	11.3	37.2	69.9	118.4	120.3
認定率		4.5%	18.2%	61.8%	20.9%	

【出典】厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、令和4年度は「同(月報)」

4 介護給付等対象サービスの利用状況

本県の介護給付及び予防給付の対象サービス（介護給付等対象サービス）の受給者数（1か月平均）は、平成12（2000）年度の約4万人から増加を続け、平成28（2016）年度に10万人を超え、その後も10万人前後で推移しています。

介護給付等対象サービスの給付費は、平成12（2000）年度の678億円から増加を続け、令和4（2022）年度は1,818億円となっています。

今後、後期高齢者人口が増加する見込であることから、受給者も給付費も増加すると考えられます。

また、本県の令和3（2021）年度の介護給付等対象サービスの給付費は、第1号被保険者一人当たりの給付費に換算すると302,196円となり、全国平均の274,382円より高くなっています。

岡山県のサービス受給者数の推移

(単位：千人)

サービス区分	平成12 年度 (2000)	平成21 年度 (2009)	平成24 年度 (2012)	平成27 年度 (2015)	平成30 年度 (2018)	令和2 年度 (2020)	令和3 年度 (2021)	令和4 年度 (2022)
居宅	26.9	53.9	61.9	69.0	65.3	68.4	69.5	70.6
地域密着型		6.2	8.5	10.5	17.7	18.1	18.4	18.5
施設	13.0	14.9	15.8	16.4	16.7	16.8	16.7	16.7
合 計	39.9	75.0	86.2	95.9	99.8	103.3	104.7	105.7

岡山県の介護給付費（介護予防を含む）の推移

（単位：億円）

サービス区分	平成12 年度 (2000)	平成21 年度 (2009)	平成24 年度 (2012)	平成27 年度 (2015)	平成30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)
居宅	225	598	699	770	713	756	767	773
地域密着型		156	218	267	364	387	399	405
施設	445	466	488	504	529	549	554	555
その他	7	70	86	99	99	108	97	85
合 計	678	1,290	1,492	1,640	1,705	1,801	1,818	1,818

【出典】厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、令和4年度は「同(月報)」

IV 本県の課題等

- ① 高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減や重度化防止のための地域の実状に応じた取組
- ② 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らことができるようにするための地域における継続的な支援体制の整備（介護サービスの提供や在宅と施設の連携等）
- ③ 在宅での医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくための在宅医療と介護の連携
- ④ ヤングケアラーを含めた家族等の介護負担の軽減や就労継続のための支援
- ⑤ 認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現
- ⑥ 地域での支え合い、多様な主体による介護予防や生活支援のサービス提供体制の充実
- ⑦ 高齢者の住まいの安定的な確保
- ⑧ 災害対策及び感染症対策に係る体制整備等
- ⑨ 介護サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材の確保
- ⑩ 介護現場の生産性向上の推進及び介護サービスの質の向上
- ⑪ 介護保険制度及び介護サービス情報公表制度の周知
- ⑫ 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析
- ⑬ 介護給付の適正化

V 重点的に取り組むべき施策

1 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村支援

- ① 在宅医療と介護の連携の推進
高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で日常生活を継続しながら、必要な医療と介護が受けられるよう、医療・介護関係団体の協働のための合意形成と連携を図り、市町村の取組を支援します。
- ② 中重度者を支える在宅サービスの充実
中重度の要介護者の増加が見込まれることを踏まえ、可能な限り住み慣れた地域で、継続して日常生活を営むことができるよう、市町村が行う家族介護の負担等を軽減する取組を支援します。
- ③ 認知症施策の推進等
認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、国の認知症施策推進大綱を踏まえた地域支援体制強化等

に向けた市町村の取組を支援します。

また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念に基づく施策の推進に取り組みます。

④ 介護予防の推進

リハビリテーション専門職の関与や、他事業との連携、PDCAサイクルに沿った推進により、市町村が実施する住民運営の通いの場等の一般介護予防事業を支援します。

⑤ 生活支援体制の整備

高齢者の見守りや家事、外出等の日常生活を支えることができるよう、生活支援の担い手の養成や関係者のネットワーク化を行う生活支援コーディネーターの配置、通いの場等に自立での参加が困難な高齢者に対する地域資源を活用した付添機能サービスの構築とその担い手養成など、市町村の取組を支援します。

また、生活支援コーディネーター等の養成や高齢者など多様な担い手の生活支援サービスへの参画に向けた普及啓発等に取り組みます。

⑥ 住まいの安定確保

高齢者が状態の変化に応じて住まい方を選択でき、要介護状態となっても、必要な医療・介護・生活支援サービスを利用して、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、高齢者の住まいの確保と生活との一体的な支援の取組を推進します。

⑦ 災害対策及び感染症対策の推進

自然災害や新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に備え、衛生・防護資材の備蓄や職員の応援派遣体制の整備等に取り組みます。

2 介護サービス基盤の整備

① 本計画で見込む介護給付等対象サービスの種類ごとの量に基づき、市町村と連携し、必要なサービス量の充足に向け、事業者に参加を働きかけるなどの取組を行うとともに、サービスの質の向上を図ります。

② 本計画の介護保険施設等の必要入所（利用）定員総数に基づき、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、介護サービス基盤の計画的な整備を推進します。

3 人材の確保・育成及び生産性の向上等

① サービスごと、職種ごとの人手不足の状況を踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めます。

また、人材の裾野を広げる観点から、地域のボランティアの確保・育成等の取組を支援します。

② 介護ロボットやICTの導入等、生産性向上や資質向上の取組に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置など、総合的な事業者への支援に取り組みます。

4 介護保険制度の公正・円滑な運営

① 介護サービス情報公表制度

介護サービス情報の公表制度がより一層活用されるよう、市町村と連携して制度の周知を図ります。

② 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析

地域において必要とされる介護サービスを確保するため、介護サービス事業者経

営情報に関するデータベースを活用し、県内の介護サービス事業所ごとの経営情報の把握・分析に取り組めます。

③ 介護給付の適正化

介護報酬の審査業務を担う岡山県国民健康保険団体連合会と連携し、市町村の介護給付適正化事業の取組を支援します。

【参考】今後のスケジュール

令和5年	11月	計画素案を岡山県介護保険制度推進委員会で協議
	12月	パブリックコメントの実施
令和6年	2月	計画案を岡山県介護保険制度推進委員会で協議
	3月	計画を策定

第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画 構成

第1章 計画の基本的考え方

Ⅰ 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨
- 2 基本理念
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 施策の達成状況の評価

Ⅱ 圏域の設定

第2章 現状等と計画の目標

Ⅰ 現状等

- 1 高齢者人口
- 2 高齢者のみの世帯数
- 3 要支援・要介護認定者数
- 4 介護給付等対象サービスの利用状況
- 5 課題

Ⅱ 計画の目標

- 1 中長期的な将来を見据えた目指す姿
- 2 計画の目標

第3章 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村支援

Ⅰ 在宅医療と介護の連携の推進

- 1 在宅医療と介護を支える体制の整備
- 2 在宅医療と介護を支える人材の育成
- 3 市町村の取組への支援
- 4 県民の理解の促進及び意思の尊重

Ⅱ 中重度者を支える在宅サービスの充実

Ⅲ 認知症施策の推進等

- 1 普及啓発・本人発信支援
- 2 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 3 若年性認知症の人・市町村への支援

Ⅳ 地域支援事業の推進

- 1 市町村サポートチームの設置
- 2 地域包括支援センターの機能強化
- 3 地域ケア会議の推進

Ⅴ 介護予防の推進・生活支援の体制整備

- 1 通いの場の普及促進
- 2 住民互助による通所付添活動の普及

- 3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- 4 リハビリテーション専門職による市町村支援の促進
- 5 健康寿命の延伸
- 6 生活支援コーディネーター等の育成
- 7 活動の支援と社会参加の促進

VI 住まいの安定確保

- 1 住宅のバリアフリー
- 2 公営住宅
- 3 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
- 4 養護老人ホーム等

VII 多様な高齢者施策

- 1 高齢者虐待防止対策の推進
- 2 老人福祉センター
- 3 在宅介護支援センター
- 4 障害福祉サービス事業者との連携強化の促進
- 5 長期入院している精神障害のある人の地域移行
- 6 災害対策の推進
- 7 感染症対策の推進
- 8 消費者被害防止対策の推進
- 9 交通事故防止対策の推進

第4章 介護サービス基盤の整備等

I 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み等

- 1 予防給付・介護給付別のサービス利用見込み
- 2 給付費見込み額
- 3 圏域ごと・サービスの種類ごとの量の見込み

II 介護保険施設等の必要入所（利用）定員総数等

- 1 介護保険施設及び特定施設入居者生活介護の必要入所（利用）定員総数
- 2 地域密着型施設及び居住系サービスの必要利用定員総数
- 3 個室・ユニット型施設の整備
- 4 必要性の高い者の優先的な入所の確保

第5章 人材の確保・育成及び生産性の向上等

I 介護職員

- 1 将来において必要となる介護職員の需給状況
- 2 介護職員の確保における現状と課題
- 3 人材確保のための施策

II 訪問看護職員

- 1 訪問看護の現状
- 2 人材確保・育成のための施策

III 介護支援専門員

1 現状と課題

2 人材育成

Ⅳ 生産性及び質の向上

第6章 介護保険制度の公正・円滑な運営

Ⅰ 制度の普及促進

1 介護サービス情報の公表

2 介護サービス事業者経営情報の調査・分析

3 広報・啓発

Ⅱ 公正・円滑な運営と相談体制

1 要支援・要介護認定の適正化

2 事業者の指導監督

3 岡山県介護保険審査会

4 相談体制

Ⅲ 介護給付の適正化（第6期介護給付適正化計画）

1 市町村職員の適正化に係る知識・技術の習得支援

2 適正化主要3事業の推進

3 ケアプラン点検の効率的・効果的实施方法の普及

4 適正化事業と事業者指導監督との連携

第9期計画(案)	第8期計画	国 基本指針(案)
第1章 計画の基本的考え方 I 計画策定の趣旨等 1 計画策定の趣旨等 2 基本理念 3 計画の性格 4 計画の期間 5 施策の達成状況の評価 II 圏域の設定	第1章 計画の基本的考え方 I 計画策定の趣旨等 1 計画策定の趣旨等 2 基本理念 3 計画の性格 4 計画の期間 5 施策の達成状況の評価 II 圏域の設定	国 基本指針(案) ○85歳以上人口が増加する一方、生産年齢人口の急減、人口構成の変化や介護需要の動向が地域により異なることなど介護を取り巻く環境について記載 ○地域共生社会の実現に向けた考え方や取り組みについて記載
第2章 現状等と計画の目標 I 現状等 1 高齢者人口 2 高齢者のみの世帯数 3 要支援・要介護認定者数 4 介護給付等対象サービスの利用状況 5 課題 II 計画の目標 1 中長期的な将来を見据えた目指す姿 2 計画の目標	第2章 現状等と計画の目標 I 現状等 1 高齢者人口 2 高齢者のみの世帯数 3 要支援・要介護認定者数 4 介護給付等対象サービスの利用状況 5 課題 II 計画の目標 1 令和7(2025)年及び令和22(2040)年を見据えた目指す姿 2 計画の目標	○既存施設・事業所の今後のあり方も含めた検討が重要であることを追記 ○「2025年及び2040年を見据えた目標」を「中長期的な目標」に修正 ○人材の確保や介護現場の生産性向上の推進等が重要である旨を追記 ○地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向であると追記 ○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関等を含めた協議会を設けることについて追記 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスのさらなる普及を追記 ○認知症基本法が成立し、今後の施行に向けては、国が今後策定する認知症 施策推進基本計画の内容を踏まえ施策を推進していく必要について追記
第3章 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村支援 I 在宅医療と介護の連携の推進 1 在宅医療と介護を支える体制の整備 2 在宅医療と介護を支える人材の育成 3 市町村の取組への支援 4 県民の理解の促進及び意思の尊重 II 中重度者を支える在宅サービスの充実 III 認知症施策の推進 1 普及啓発・本人発信支援 2 予防 3 医療・ケア・介護サービス 4 地域で支える体制の整備 IV 地域支援事業の推進 1 市町村サポートチームの設置 2 地域包括支援センターの機能強化 3 地域ケア会議の推進 V 介護予防の推進・生活支援の体制整備 1 通いの場の普及促進 2 住民互助による通所付添活動の普及 3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 4 リハビリテーション専門職による市町村支援の促進 5 健康寿命の延伸	第3章 地域包括ケアシステムの構築のための市町村支援 I 在宅医療と介護の連携の推進 1 在宅医療と介護を支える体制の整備 2 在宅医療と介護を支える人材の育成 3 市町村の取組への支援 4 県民の理解の促進及び意思の尊重 II 中重度者を支える在宅サービスの充実 III 認知症施策の推進 1 普及啓発・本人発信支援 2 予防 3 医療・ケア・介護サービス 4 地域で支える体制の整備 IV 地域支援事業の推進 1 市町村サポートチームの設置 2 地域包括支援センターの機能強化 3 地域ケア会議の推進 V 介護予防の推進・生活支援の体制整備 1 通いの場の普及促進 2 住民互助による通所付添活動の普及 3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 4 リハビリテーション専門職による市町村支援の促進 5 健康寿命の延伸	○地域包括支援センターによる総合相談支援機能の活用、地域拠点が行う伴走型支援などの関係機関による支援や、それらの連携を通じて家族介護者を含めて支えていくための支援の重要性について追記

6 生活支援コーディネーター等の育成 7 活動の支援と社会参加の促進 Ⅵ 住まいの安定確保 1 住宅のバリアフリー 2 公営住宅 3 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅 4 養護老人ホーム等	6 生活支援コーディネーター等の育成 7 活動の支援と社会参加の促進 Ⅵ 住まいの安定確保 1 住宅のバリアフリー 2 公営住宅 3 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅 4 養護老人ホーム等	○項目名を「高齢者虐待の防止等」から「高齢者虐待防止対策の推進」に変更 ○業務継続計画（BCP）策定の義務化、策定支援について追記 ○療養病床からの介護施設等への転換に係る総量規制を適用除外に関する記載を削除 ○ユニット型施設の入所定員の割合の目標の達成年を2030年に更新 ○項目名を「地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項」から「地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等」に変更
Ⅶ 多様な高齢者施策 1 高齢者虐待の防止 2 老人福祉センター 3 在宅介護支援センター 4 障害福祉サービス事業者との連携強化の促進 5 長期入院している精神障害のある人の地域移行 6 災害対策の推進 7 感染症対策の推進 8 消費者被害防止対策の推進 9 交通事故防止対策の推進 第4章 介護サービス基盤の整備等 Ⅰ 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み等 1 予防給付・介護給付別のサービス利用見込み 2 給付費見込み額 3 圏域ごと・サービスの種類ごとの量の見込み Ⅱ 介護保険施設等の必要入所（利用）定員総数等 1 介護保険施設及び特定施設入居者生活介護の必要入所（利用）定員総数 2 地域密着型施設及び居住系サービスの必要利用定員総数 3 個室・ユニット型施設の整備 4 必要性の高い者の優先的な入所の確保 第5章 人材の確保・育成及び業務の効率化等 Ⅰ 介護職員 1 令和7（2025）年及び令和22（2040）年において必要となる介護職員の需給状況 2 介護職員の確保における現状と課題 3 人材確保のための施策 Ⅱ 訪問看護職員 1 訪問看護の現状 2 人材確保・育成のための施策 Ⅲ 介護支援専門員 1 現状と課題	Ⅶ 多様な高齢者施策 1 高齢者虐待防止対策の推進 2 老人福祉センター 3 在宅介護支援センター 4 障害福祉サービス事業者との連携強化の促進 5 長期入院している精神障害のある人の地域移行 6 災害対策の推進 7 感染症対策の推進 8 消費者被害防止対策の推進 9 交通事故防止対策の推進 第4章 介護サービス基盤の整備等 Ⅰ 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み等 1 予防給付・介護給付別のサービス利用見込み 2 給付費見込み額 3 圏域ごと・サービスの種類ごとの量の見込み Ⅱ 介護保険施設等の必要入所（利用）定員総数等 1 介護保険施設及び特定施設入居者生活介護の必要入所（利用）定員総数 2 地域密着型施設及び居住系サービスの必要利用定員総数 3 個室・ユニット型施設の整備 4 必要性の高い者の優先的な入所の確保 第5章 人材の確保・育成及び生産性の向上等 Ⅰ 介護職員 1 将来において必要となる介護職員の需給状況 2 介護職員の確保における現状と課題 3 人材確保のための施策 Ⅱ 訪問看護職員 1 訪問看護の現状 2 人材確保・育成のための施策 Ⅲ 介護支援専門員 1 現状と課題	

2 人材育成 IV 生産性及び質の向上	2 人材育成 IV 業務の効率化及び質の向上	○都道府県主導の下、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなぐウンストップ窓口の設置など総合的な事業者への支援に取り組むことを追記
第6章 介護保険制度の公正・円滑な運営 I 制度の普及促進 1 介護サービス情報の公表 2 介護サービス事業者経営情報の調査・分析 3 広報・啓発 II 公正・円滑な運営と相談体制 1 要支援・要介護認定の適正化 2 事業者の指導監督 3 岡山県介護保険審査会 4 相談体制 III 介護給付の適正化（第6期介護給付適正化計画） 1 市町村職員の適正化に係る知識・技術の習得支援 2 適正化主要3事業の推進 3 ケアプラン点検の効率的・効果的実施方法の普及 4 適正化事業と事業者指導監督との連携	第6章 介護保険制度の公正・円滑な運営 I 制度の普及促進 1 介護サービス情報の公表 2 広報・啓発 II 公正・円滑な運営と相談体制 1 要支援・要介護認定の適正化 2 事業者の指導監督 3 岡山県介護保険審査会 4 相談体制 III 介護給付の適正化（第5期介護給付適正化計画） 1 市町村職員の適正化に係る知識・技術の習得支援 2 適正化主要5事業の推進 3 ケアプラン点検の効率的・効果的実施方法の普及 4 適正化事業と事業者指導監督との連携	【新】項目「介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等」を新設 ○経営情報を収集・把握することの重要性、都道府県の対応等について追記

※ 【新】は、追加された新項目に係る箇所